平成２６年（フ）第９０６７号
東京都葛飾区細田５丁目18―７―204
債務者　八幡　由希
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０６８号
東京都新宿区北新宿３丁目31―10―206
債務者　神山　郁子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０７２号
東京都葛飾区四つ木５丁目11―４　青山マンションⅢ105
債務者　澤藤　雄平
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０７５号
東京都大田区東雪谷２丁目22―12―201
債務者　吉田　　愛
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０７７号
千葉県市川市曽谷８丁目15―19、住民票上の住所千葉県勝浦市部原80
債務者　棚橋　　茂
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０８７号
神奈川県小田原市久野3658―１
債務者　戸倉健太朗
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０８８号
東京都荒川区荒川６丁目５―４
債務者　齋藤　信洋
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０８９号
東京都日野市南平９丁目26―５―201
債務者　峯　カオル（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０９５号
東京都葛飾区細田５丁目４―６―201
債務者　白鳥　　修
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０９６号
東京都中野区野方１丁目42―２―303
債務者　阿部　保彦
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１０１号
東京都墨田区立川２丁目６―５―705
債務者　原　みどり
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１０９号
東京都港区赤坂６丁目19―46―109
債務者　小西　亜里
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１１０号
東京都江東区東砂７丁目19―32―601
債務者　粟津　朗子（旧姓山北）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９５号
横浜市保土ケ谷区新井町473番地10　千丸コーポ105号
債務者　坂　　秀夫
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６７号
静岡市清水区押切968番地の１　コーポ豊郷101号室
債務者　田島　里美（旧姓安本）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部